

外出に関する制度・サービスの紹介

当センターでは、主として福祉サービスの利用や日常生活、権利擁護等に関する相談業務を行っております。日々寄せられるご相談のその中では、「一人で電車に乗るのが心配」「病院に行きたいが、交通手段がない」といった、外出に関するご相談も数多く伺うことがあります。

そこで今号では、地域生活に関する制度やサービ

スの活用事例として、特に「外出」に焦点を当て、以下に簡易的な事例をQ&A形式でご紹介いたします。また、次ページの表では各制度やサービスの解説も掲載いたします。

なお実際の利用にあたっては、利用を希望する方の障害や生活の状態等によって、利用できるサービスの内容や時間が異なりますので、詳細につきましては、熊谷市障害福祉課、当センターまでお問い合わせ下さいませよう願いたします。

Q1
電車やバスで出かけたいが、視覚障害があるため一人で行くことが難しいので、付き添いなどしてもらえますでしょうか？

A1
障害者総合支援法の同行援護の活用が考えられます。同行援護に関する研修を受けたヘルパーが対応します。
※費用は利用料の1割負担となります。(所得に応じた減免あり)
※利用にはそのサービスにより、対象となる障害や生活の状態等の各種要件があります。

Q2
重度の知的障害があり、外出の時道路に飛び出すなど危険です。家族ではとても追いつけません。

A2
障害者総合支援法の行動援護の活用が考えられます。行動援護に関する研修を受けたヘルパーが対応します。
※費用や利用の要件については、A1と同様になります。

Q3
特定の外出先に行くのに交通手段がなく、困っています。身体障害があり、自宅とそれぞれのバス停も遠いです。

A3
車での送迎を希望する場合、生活サポートや福祉有償運送を活用することが考えられます。
外出先での行動で、移動支援等のサービスを利用する等、複数のサービスを組み合わせての利用も可能です。
※生活サポート、福祉有償運送ともに有料のサービスとなります。

Q4
病院の中での付き添いや介助をしてもらえるのでしょうか。

A4
病院内は原則、病院スタッフが対応することになっています。やむを得ない事情により介助が認められる場合がありますが、その場合は障害者総合支援法の居宅介護の通院等介助の対応となります。
※通院等介助における費用や利用の要件については、A1と同様になります。

資格が移出に関する制度・サービス一覧

名称	内容※	対象者※	実施形態
居宅介護(通院等介助)	病院等への通院や公官署等を訪れる際の移動介助	障害支援区分1以上の方。その他、歩行や移乗等が困難である等の要件あり。	障害者総合支援法によるサービス
重度訪問介護	身体介護や家事援助に加え、外出時の移動中の介護等も総合的に行う。	常時介護を必要とする重度の肢体不自由者等で、障害支援4以上の方。その他各種要件あり。	申請先は熊谷市となります。
同行援護	視覚障害者の外出に同行し、移動に必要な情報提供や介護を行う。	視覚障害により、移動に著しい困難があり、調査票の点数基準を満たす方。アセスメントその他各種要件あり。	
行動援護	行動する際の危険を回避するための必要な援護、外出時の移動中の介護等を行う。	知的障害または精神障害により、行動上著しい困難があり、障害支援区分3以上の方。その他行動関連項目点数等の要件あり。	
移動支援	社会生活上必要な外出や余暇活動等の社会参加のための外出において、必要な支援を行う。	身体障害者手帳を持っており、屋外での活動に著しい困難を伴う全身性障害の方。療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている方。医師より発達障害の診断を受けている方。	熊谷市による地域生活支援事業
生活サポート	利用者とは外出する外出援助サービス、通所施設等への一時的な送迎等を行う送迎サービス等。	熊谷市内に住所があり、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている方。医師より発達障害の診断を受けている方。	熊谷市障害児(者)生活サポート事業
福祉有償運送	登録を受けた団体が、自家用自動車(白ナンバー)を使用する移送サービス。	単独では公共交通機関を利用することが困難な身体障害、知的障害、精神障害、その他の障害のある方。	各団体への会員登録制

※内容※対象者等の詳細については、熊谷市役所障害福祉課、当センターまでお問い合わせ下さい。

■講座等紹介

虐待防止セミナー

平成26年2月27日(木)に平成25年度第2回障害者虐待防止セミナーが開催されました。2回目の虐待防止セミナーは、障害福祉施設従事者等を対象とし、白梅学園大学の堀江まゆみ氏を講師に招き、「障害のある人の権利擁護と虐待防止にむけて 今、私たちのやるべきこと」をテーマに講演をお願いしました。

講演では、これまで堀江先生が携わった虐待事例についてや障害者虐待防止法の理念、虐待が起こってしま

うプロセス、どうすれば虐待が防げるのかなど、幅広いお話をしていただきました。

また、後半にはグループワークの時間を設け、参加した障害福祉施設従事者等の関係者による情報交換なども行い、各障害福祉施設での虐待防止への取り組みなどについて検討しました。

当日は、50名を超える参加者がありました。今後とも、障害者虐待防止の普及啓発セミナー等を実施し、虐待防止に向けて取り込んでいきたいと思っております。

